

## 主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

## 事実及び理由

### 5 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が九州防衛局に対し原判決別紙2物件目録記載の土地について令和5年12月11日から令和7年5月30日までの使用料4393万5070円の徴収を怠る事実が違法であることを確認する。
- 10 3 被控訴人が九州防衛局に対し前項の土地から掘削した土砂約30万m<sup>3</sup>の代金8億4594万円の徴収を怠る事実が違法であることを確認する。

### 第2 事案の概要（略称は断らない限り原判決のとおり）

#### 1 事案の要旨

15 控訴人らは佐賀県の住民であり、被控訴人は佐賀県知事である。国（防衛省九州防衛局）は、佐賀市内にある佐賀空港の北西側に垂直離着陸機オスプレイを配備するための陸上自衛隊佐賀駐屯地（以下「本件駐屯地」という。）を建設していた。

20 本件は、控訴人らが、被控訴人において、佐賀空港の南西側にある原判決別紙2物件目録記載の土地（本件土地）とそこから掘削した土砂（本件土砂）が佐賀県の財産であるのに、九州防衛局から本件土地の使用料4393万5070円を徴収しないまま（本件怠る事実1）九州防衛局に本件土地を本件駐屯地の関連施設の建設用地として使用させるとともに、九州防衛局から本件土砂の代金8億4594万円を徴収しないまま（本件怠る事実2）九州防衛局に本件土砂を本件駐屯地の盛土として流用させたとして、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、本件怠る事実1・2の違法確認を求めた  
25 住民訴訟である。



に使用することしか許可を受けていない上、本件土砂を所有していないので、本件土砂を資源有効利用促進法2条の副産物として再利用することもできない。このため、被控訴人は、九州防衛局に本件土砂を本件駐屯地の盛土として流用させるべきでなかった。

### 5 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり付加するほか、原判決第3を引用する。ただし、次のとおり補正する。

2(2)第1段落第1文の「本件土地は」から「認められる」までを「本件土地は、佐賀空港事務所の財産台帳に「空港公園緑地用地」の名称で行政財産として登録されていること(甲8)が認められる」と、2(3)イ第2段落第1文を「しかし、上記一覧表が佐賀空港の空港土木施設を全て記載したものであることを認めるに足りる証拠はない。」と、3(3)イ第1段落の「九州防衛局による排水施設建設工事は」から「工事であること」までを「排水施設建設工事は、九州防衛局が、地元漁協の要望を受け、本件駐屯地の排水等がノリ漁業に与える影響を軽減するために計画した工事であること」と、それぞれ改める。

2 当審における控訴人の補充主張について

(1) 本件土地が本件条例12条にいう「空港」に含まれることは、原判決の説示のとおりである。

証拠(甲2、乙4、6～9)によれば、佐賀県は、本件条例12条の「空港内」の意味につき、佐賀空港がその機能を果たしていくために必要な区域で、行政財産に登録し管理している土地と解した上で、制限区域外かつ空港土木施設内で工作物を設置し、又は土地を使用しようとする者に対しても同条の許可をしてきたことが認められ、これに原判決第3の2(1)記載の事情も併せて考慮すれば、上記「空港内」は上記土地を意味するものと解される。

本件土地は、佐賀県(佐賀空港事務所)の財産台帳に行政財産の分類で空港

公園緑地として登録・管理されてきたから（甲 8）、本件条例 12 条の「空港」に含まれる。

本件条例上の空港と航空法上の空港を同義と解すべき根拠はない。この点、佐賀県は、平成 26 年、土地所有者から買収して増設した駐車場を航空法上の  
5 5 空港に含める旨の届出をし、同旨の告示がされた（甲 9、22、乙 17）。しかし、これは佐賀県が上記土地所有者に課税の特例を受けさせるために採った例外的な措置であるから（弁論の全趣旨、租税特別措置法 33 条 1 項 1 号、土地収用法 3 条 1 2 号参照）、これをもって一般的に航空法上の空港が駐車場等の空港土木施設を含むとも、本件条例上の空港と航空法上の空港が  
10 同義であるとも解することはできない。

また、本件土地は、令和 5 年当時、雑草が生い茂る緑地であったが（甲 30）、それだけで空港公園緑地でなかったとはいえないし、佐賀空港土木施設台帳に記載されていないことを認めるに足りる証拠はないから、空港土木施設に当たらないともいえない。

15 (2) 本件怠る事実 1 が違法であると認められないことは、原判決の説示のとおりである。

佐賀県環境影響評価条例及び同施行規則は、佐賀県での用地造成事業で当該用地と併せて整備される施設の用地の合計造成面積が 35 ha 以上の場合、事業者にいわゆる環境アセスメントを義務付けているところ（同条例 2  
20 2 項、別表 6 号、同施行規則 2 条、別表第 1 第 6 号、甲 27、28）、本件駐屯地の面積は約 34 ha、本件土地の面積は約 12 ha であり（甲 2、3、6）、合計造成面積は約 46 ha となる。しかし、海水混合施設の集水面積は約 413 ha であり（甲 2）、本件駐屯地の面積の約 12 倍に及ぶことを考慮すれば、本件駐屯地と海水混合施設が併せて整備されたとは認められ  
25 ない。仮に上記両施設が併せて整備されたとしても、被控訴人が九州防衛局に環境アセスメントをさせなかった違法が本件怠る事実 1 に承継されたこ

とを基礎付ける事情は認められない。

また、雨水一時貯留池は、約35万 $\text{m}^3$ の容量がある（乙12、弁論の全趣旨）。しかし、上記のとおり、海水混合施設の集水面積は広大であり、佐賀空港がある佐賀市川副町の過去10年間における1日最大雨量の最大値が約0.26mであるから（甲17）、その場合は雨水一時貯留池に極めて多量の雨水が集まると考えられること、雨水一時貯留池は、雨水に対して約7倍の海水を混合させることが予定されていることに照らせば（甲15）、過大であり必要性がないとは認められない。

そうすると、控訴人らが主張する事情をもって、被控訴人が九州防衛局に対して本件使用許可決定や本件免除をすべきでなかったとはいえない。

(3) 本件怠る事実2が違法であると認められないことは、原判決の説示のとおりである。

地方自治法238条の4第7項、本件条例12条、17条の4に基づく本件使用許可決定及び本件免除の効力は、本件土地での排水施設建設工事に伴い副次的に得られた本件土砂にも及ぶと解される。このため、本件土砂は、本件使用許可決定における第三者への再使用許可禁止や使用終了後の原状回復等の条件には拘束されるが（甲3）、上記工事に使用するのは本件土地であって本件土砂ではないから、本件使用許可決定における上記工事のためという使用目的には拘束されないというべきである。そのような中、九州防衛局は、上記工事に係る副産物としての本件土砂を再生資源として利用するよう努めることが義務付けられていたから（資源有効利用促進法4条2項）、使用許可期間中は本件土砂を自ら建設する本件駐屯地の盛土として利用することができたといえる。事業者が資源有効利用促進法4条2項に基づき建設工事に係る副産物を再生資源として利用するのに、使用権原を超えて所有権まで必要と解すべき根拠はない。

そうすると、控訴人らが主張する事情をもって、被控訴人が九州防衛局に

本件土砂を本件駐屯地の盛土として流用させるべきでなかったとはいえない。

#### 第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないからこれを  
5 棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 松 田 典 浩

10

裁判官 志 賀 勝

15

裁判官 矢 崎 豊